

一般社団法人兵庫県サッカー協会基本規程細則

令和6年3月17日

第1章 加盟団体

(都市協会)

第1条 都市協会は、その主たる事務所、連絡先、組織構成、役員の氏名を毎年6月末までに兵庫県サッカー協会（以下「県協会」という。）に報告する。これを変更したときも同じとする。

2 都市協会は、県協会からの補助を受けようとするときは収支及び決算の状況を県協会に報告する。

3 県協会に登録するチーム、選手、指導者及び審判員は、いずれかの都市協会に属する。

(各種の連盟)

第2条 県協会に加盟する連盟は、その主たる事務所、連絡先、役員の氏名を県協会に報告する。これを変更したときも同じとする。

2 連盟は、県協会からの補助を受けようとするときは収支及び決算の状況を県協会に報告する。

第2章 県協会による監督

(指導・助言)

第3条 この協会は、必要があると認める場合は、加盟団体に対し、組織運営等について必要な指導及び助言をすることができる。

(調査)

第4条 県協会は、加盟団体の適正な組織運営を確保するために必要があると認める場合は、加盟団体に対し、その組織運営及び事業活動の状況に関し説明を求め、又は加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営及び事業活動の状況を調査し、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写し、若しくは関係者に質問することができる。

2 加盟団体が第5条第1項各号のいずれかに該当したと判断しうる場合、県協会の司法機関は、必要に応じて外部の専門家らと協働し、必要な調査を行うものとする。

3 加盟団体は、事情聴取への協力又は書類の提出等を求められた場合、その要請に応じなければならない。

(処分)

第5条 この協会は、加盟団体が以下のいずれかに該当した場合、当該加盟団体に対して日本

サッカー協会（以下「JFA」という。）懲罰規程に従い処分を行うことができる。

- (1) 加盟団体の組織運営等が JFA の定める各種規則等（倫理規範、倫理・コンプライアンス方針を含む。）に違反したとき
- (2) 加盟団体の組織運営等に著しく適正を欠いたとき
- (3) 第 3 条及び第 4 条に定める指導、助言及び調査に正当な理由なく協力しなかったとき

（処分の影響）

第 6 条 前条の処分に伴い、県協会と被処分者が連携して行う事業の取り扱いは、理事会決議により決定する。なお、当該事業の中止に伴い県協会に損害が発生した場合は、被処分者が損害を賠償しなければならない。

2 被処分者は県協会の加盟団体としての義務は免除されず、処分を理由に加盟団体に登録する選手等に不利益を被らせてはならない。

（処分の解除）

第 7 条 県協会は、被処分者における是正・改善状況を見極めた上で、JFA 懲罰規程に定める処分の解除手続きを行うことができる。

第 3 章 登録

（登録チーム）

第 8 条 登録チームとは、JFA 加盟チーム規則に定めるところにより県協会に登録申請を行い、承認されたものをいう。

（選手、監督、指導者、審判員等の登録）

第 9 条 下記に掲げる個人（以下「選手等」という。）は、JFA 規則に基づき、県協会が定める方法によって、年度ごとに登録チームを通じ又は直接に登録申請を行い、承認されなければならない。

- (1) 選手
- (2) 監督、
- (3) 指導者
- (4) 審判員又は審判指導者
- (5) その他 JFA が定めるもの

第 4 章 会費等

（社員会費）

第 10 条 定款に規定する社員の入会金及び会費の額は、次のとおりとする。既納の入会金及び

会費は、いかなる事由があっても返還しない。

- (1) 入会金 5,000円
- (2) 会費 年額350,000円

(加盟登録料等)

第11条 県協会に登録しようとするチーム又は個人は、県協会が定める加盟登録料を納入しなければならない。加盟登録料の額は、事務局が種別委員会と協議のうえ理事会の承認を受けるものとする。

2 県協会が実施する競技会、研修会及び講習会にかかる参加料等の額は、実施する種別委員会又は専門委員会（以下「委員会等」という。）で定め、理事会の承認を受けるものとする。

(その他の申請料)

第12条 登録チームは、海外のチームと競技会を開催しようとするときは、あらかじめ県協会に対して申請書類に所定の申請料を添えて申請しなければならない。

2 登録チームが当該チームのユニフォームに広告を掲載しようとするときは、あらかじめ県協会に対して申請書類に所定の申請料を添えて申請しなければならない。

3 県協会は、前2項のほか必要があるときはJFA規程にもとづき申請料を徴収できる。

第5章 改正

(改正)

第13条 本細則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和6年(2024年)3月17日から施行する。